

令和8年7月2日
教 育 指 導 課

いじめの重大事態の調査における調査結果報告について

1 主旨

教育委員会では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省作成。以下「ガイドライン」という。）等に基づき、いじめ問題への対応を進めてきた。この度、いじめの重大事態調査を行っていた事案について調査が終了したため、その結果を報告する。

2 いじめの重大事態調査について

法第28条により、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいじめ重大事態とする。いじめ重大事態が発生した場合は、学校の設置者（教育委員会）又はその設置する学校は、速やかに、教育委員会又は学校の下に当該重大事態を調査する組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされている。

3 報告内容

いじめの重大事態調査における調査結果について、別紙のとおり。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月 区ホームページにて公表

【R8 中 01-02】区立学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）

第1 事案の概要

令和4年10月下旬から令和6年1月にかけて、対象生徒が関係生徒に複数回にわたって金銭を要求され、多額の金銭を受け渡した。また、関係生徒が対象生徒を仲間外れにしようとする周囲を扇動する発言や、教室内で対象生徒を小突いた行為も確認した。対象生徒は事実が明らかになって以降、精神的苦痛を感じ、学校に登校できなくなった。

第2 調査組織及び調査期間

学校主体による調査とし、学校いじめ対策委員会の構成員である校長、副校長、生活指導主任兼学年主任、学年教員、養護教諭、スクールカウンセラーを構成員とする調査組織にて調査を行った。

調査期間は令和6年7月12日から令和7年10月13日までである。

第3 いじめの定義等

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第2条第1項に定義する「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、

- i 対象児童生徒と他の児童生徒の間の事象であること
- ii 対象児童生徒に対する他の児童生徒の行為があること
- iii 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていること

の3つの要件からなる。

本事案における対象生徒に対するいじめを行ったとされる生徒の行為について、前述の法の定義等に基づき、いじめに該当するかを検討した。

第4 事実経過を踏まえた検証（「いじめ」の有無）

対象生徒が訴えた行為について、事実関係等の調査を行った。

関係生徒からは、金銭を要求した事実、対象生徒を仲間外れにしようとする周囲を扇動する発言を確認した。また、教室内で関係生徒が対象生徒を小突く行為があった。対象生徒が心理的に影響を受け、苦痛を感じていることから、同法にいう「いじめ」に該当するというべきである。

第5 当該事案に係る学校の対応について

当該事案に係る学校の取組については、次のような課題があったと考えられる。

1 学校としての組織的な対応に関する課題

本校は「いじめ防止等のための基本的な方針」や令和6年8月に改訂された最新版の重大事態調査ガイドラインの理解が不十分であった。そのため、管理職を含めた組織的な体制をもって、いじめ防止対策推進法や文部科学省の示すガイドライ

ン等に則り、十分に情報共有や方針検討を行い切れなかった。また、調査開始前の校長の不適切な発言により、対象生徒・保護者の信頼を大きく欠くことになってしまった。

2 教員の行動について

対象生徒に対する小突き行為を目撃した教員が介入しなかった場面があった可能性がある。仮に小突き行為自体の程度が軽度であったとしても、生徒同士が言い合うなどの対立状況がある場合には、都度声掛けを行うべきである。また、複数回同様の場面を目撃した場合、その場で注意をするだけでなく、個別面談などで、当事者間の関係を確認する機会を設けるべきであった。

3 被害生徒に対する対応の遅れ

対象生徒は、令和6年1学期以来登校できていない。学校として、対象生徒の学習保障及び登校に精神的苦痛を伴うという訴えに対しての対応策を講じるのが遅れた。対象生徒及び保護者に対して、迅速に対応策を伝え、速やかに実施すべきだった。

4 物品の送付行為について

卒業式後、対象生徒の担任は対象生徒Aの母親に対し、卒業証書及び対象生徒の私物を郵送する旨、iPadの3月中の返却依頼、教材費の未納分の振り込み依頼を記載したメールを送信し、実際に卒業証書及びAの私物を送付した。この点、物品の受け渡し等については、その方法を対象生徒の家庭と事前に協議・相談すべきだった。

5 学校主体調査である一方、教育指導課の監督にも服する中で、本学校の判断で進める範囲を明確に自認できず、曖昧なまま進行が遅れた側面がある。

第6 再発防止策について

- 1 いじめを受けた生徒の学習支援、心のケアについて、保護者と情報共有、連携を図りながら対応する。また、いじめを行った生徒についても、自分の行動について振り返らせ、今後再び同じ過ちを繰り返さぬよう、保護者と連携してその後の生徒の行動や言動に注視し、指導を行った。
- 2 恐喝、窃盗などの犯罪行為に対する教育啓発や、消費者教育などの観点の中で金銭トラブルへの学習などを実施していく。
- 3 現在月に一度実施している「学校生活についてのアンケート」を継続し、生徒の悩みや困り感を真剣に受け止めることができる人間関係（教師対生徒）を構築し、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- 4 いじめ防止対策推進法や文科省ガイドライン、世田谷区教育委員会において作成している「いじめ防止に向けた手引き」の内容を改めて全教職員に周知し、管理職を含めた教職員への研修等を継続的に実施し、教職員の資質向上や対応の徹底を図る。
- 5 定期的にいじめ対策委員会を開催し、その中で個別のいじめについて定期的に議

題とし、状況の進展に応じた「複数の目による状況の見立て」と、事案に対する対処方針の策定、共有を行う。

- 6 いじめ防止基本方針に基づいた重大事態が発生した際は、調査組織の種類や構成等被害生徒・保護者の意向を踏まえて適切な組織・方法で迅速に調査を進め、いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び再犯防止に努める。

その際、学校主体調査に関して、教育指導課が当事者との連絡を一部担う場合には、指導課の本学校への指導・援助範囲を学校と十分に確認することとする。

- 7 いじめ対策委員会を開催した際には、都度、開催日時、出席者、議事内容を記載した議事録を作成することとする。
- 8 生徒への物品返却の方法については、事前に家庭と協議を行った上で決定することとする。